

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 C ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 63.0%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%>)		
$\frac{a}{b}$	$\frac{63.0}{100.0} \times 100 = 63.0\%$	$\frac{c}{d}$	$\times 100 =$
$\frac{e}{f}$	$\times 100 =$		
理由 :	評価はCであるが、対象者には全員支給している。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	国の要綱において、介護保険制度の確立により在宅サービスを中心に提供することで介護する家族を支援するものだが、自らで介護したい家族もいると考えられるため、慰労の趣旨で行うものとされている。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	高齢者を介護する家族への慰労の趣旨で支給しているものであり、高齢者の在宅生活の継続と向上が図られていると考える。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適切か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	事業性質上、代替はない。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 A ▼	A : 満足できる	理由 :	介護保険サービスを利用せず、自ら介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減が図られていると考えられる。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	「いきいきとした高齢社会の創造」という施策実現には、高齢者への各種の保健・福祉施策の充実はもちろん、介護者に対する支援も必要となる。その意味で、当該事業の実施することにより高齢者の在宅福祉の向上に寄与していると考えられる。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	成果向上の余地	
	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> <p>介護保険サービスの利用せずに高齢者を介護している家族への支給であり、あくまで現状をみて支給するものである。</p>
	コスト改善余地	
	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	<p>説明 :</p> <p>当該事業の実施にあたって、介護者への慰労の観点からの支給するものであり、現行制度の目的は図られていると考える。</p>

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	当該事業を実施している他市の支給対象者としての現状は極めて少ない。
今後の進め方		説明	<p>「家族介護見舞金」を、平成元年から家庭で中度・重度の寝たきり又は痴呆の高齢者を介護している家族等に対し支給してきた。介護保険法の施行され、在宅サービスを中心に提供することにより、高齢者を介護する家族の支援が図られてきたため、「見舞金」の理念が薄れ平成12年度で廃止となった。その一方で、平成13年度から国では在宅サービスを利用しないで、家族が介護する場合は、「家族介護慰労事業」として、慰労金を支給することとなり、本市でも、対象要件枠を広げ実施を行っている。対象者の負担の軽減が図られてると考える。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--